

# 豊川市男女共同参画推進条例のパブリック・コメント

## 豊川共生ネットみらい

### パブリック・コメントのあり方について

- ・パブリック・コメントの資料として、『豊川市男女共同参画推進条例に向けた考え方』を各施設に配布され、閲覧できる工夫がされましたが、これだけで内容をつかむことは至難の業です。実際に条例素案を読むことが、一番わかりやすい方法だと思います。
- ・インターネット検索で条例策定委員会である豊川市男女共同参画懇話会にたどりつくと、条例素案や懇話会の議事録もあります。が、こういう情報を知らない人、インターネットの手段をもたない人などは、それらの情報の枠外に置かれることになります。
- ・印刷された条例素案と懇話会議事録も配布し、より多くの人に条例そのものや懇話会の存在を知っていただくことが必要と思います。
- ・懇話会では、条例について既に詳細且つ建設的な議論がされています。その議論を踏まえた上でのパブリック・コメントならば、より優れた意見が集まり、豊川市らしい条例になると思います。
- ・パブリック・コメントは、市民に開かれ、誰でも意見が言え、情報取得の格差を生まないシステムにすべきだと考えます。誰でも平等に扱われることを底流に置く男女共同参画社会づくりのパブリック・コメントの方法としては、配慮が必要だったと考えます。
- ・この条例は理念条例であり、市民の理解がないと生きた条例になりません。条例の周知と理念浸透のためには行政と市民の協働が最も重要で、既にこのパブリック・コメントからその第一歩が始まっています。しかし、今回はその域まで到達していないことが非常に残念に思います。
- ・意義あるパブリック・コメントにするためには、条例制定の動きを市民に公開することが遅すぎ、唐突な感があります。
- ・豊川市男女共同参画推進条例について寄せられたパブリック・コメントは、私達のものも含めてすべて公開することをお願いします。
- ・いかなる場合でも、いつも、寄せられるすべてのパブリック・コメントは、公開すべきだと考えます。

## 豊川共生ネットみらいの条例についての考え方

### 1. 条例の名称を『豊川市男女共同参画社会推進条例』とすることを提案します。

・素案は『豊川市男女共同参画推進条例』ですが、私たちは“社会”を付け加えます。

- (1) ・男女共同参画や男女共同参画社会を必要としない人も含めて推進し、その中で男女平等が成し遂げられた時、その活動そのものが無意味になる社会こそ、求めるべき社会だと考えています。

・素案のように、“社会”がない場合、“男女共同参画はやりたい人に任せ、それに賛同しない人には要求しない”という意味合いになると考えます。

・男女共同参画社会づくりをすべての人が受け入れ行動することを願い、私達は名称に“社会”の二文字を加えることを提案します。

- (2) ・国では、男女共同参画“社会”の実現を『21世紀の日本社会を決定する最重要課題』と位置づけています。

・国は、そのための法律として『男女共同参画社会基本法』を制定しました。

・私達は、この『男女共同参画社会基本法』を大切に考えています。

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている『日本国憲法』の下で、多くの法制度（民法・婦人参政権・教育・・・）が見直されましたが、その実現は中途半端で世界に遅れをとりました。その理由として、ジェンダー意識を持ったまま“男女平等”の理念だけが先行したからと考えられます。

社会経済が急速に変化している今の時代に、社会が持続可能な発展の道を確保するためには、画一的・均質化よりは、多様化・個性化を重視した新たな価値を創造していく必要があります。

『男女共同参画社会基本法』では、“男女平等”を“男女共同参画”と言葉の置き換えをしたのではなく、“男女平等”を前提とした上で、さらに男女を問わず誰でもがその能力と個性を充分発揮できる機会を保障する社会、すなわち男女共同参画社会を目指しています。

### 2. 条例への期待

・私達は、男女共同参画社会を次世代につなげる希望ある社会像であると考えています。

・その実現のために、条例が私達市民に共通認識と共通理解を促し、社会づくりの指針となると考えます。

・条例が易しい言葉と表現で書かれるならば、子どもからお年寄りまで誰にでも理解される身近な条例として生き続け、男女共同参画社会実現に近づいていくと思われまます。

豊川市のホームページの議事録から豊川市が現在採用しようとしていると思われる素案 (である調) を取り出し、対比して私達の意見を述べます。

条例素案 (である調)	豊川共生ネットみらいの条例案 条例素案を基とし、構成は同じ 下線部分が条例素案と異なっている所	豊川共生ネットみらいの考え方
<p>表記 ( ..... ) 第 ..... 条 ..... ..... 2 ..... ( 1 ) .....</p>	<p>表記 ( ..... ) 第 ..... 条 ..... ..... 2 ..... ( 1 ) .....</p>	<p>見やすく読みやすいものがよい。</p>
<p>豊川男女共同参画推進条例</p>	<p>豊川市男女共同参画社会推進条例</p>	<p>P . 2 に記す</p>
<p>わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれていますが、<u>社会通念や慣習の中にある、社会によって作りあげられた社会的性別 (ジェンダー) が、様々な場面でこれを妨げることがありました。</u> そのような中、1975年の「国際婦人年」をきっかけに、<u>国際社会における取り組みに対応して、男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現に向け、次第に法律や制度が整備されてきました。</u> 豊川市でも、平成13年に「自立と支えあいの男女</p>	<p>わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。<u>社会通念や慣習によって作りあげられた社会的性別 (ジェンダー) が、様々な場面でこれを妨げてきました。</u> <u>1975年の「国際婦人年」の動きを経て、わが国も男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけました。法律や制度も整備されつつあります。</u> 豊川市でも、<u>2001年に「とよかわ男女共同参画プ</u></p>	<p>ここでは、条例制定する主体が、『私たち豊川市民』であることを明確に示す。 従って、条例を活用し男女共同参画社会推進をしていく主体は、市民であり、条例の内容も行政施策の狭い範囲にとどめてはいけない。 このために、条例全文を通して、小学校高学年の児童にもわかるような易しい言い回しと言葉で書かれることが大切である。</p>

<p><u>共同参画社会」の実現を目指す「とよかわ男女共同参ラン」を策定し、様々な取組みを進めてきましたが、今なお、ジェンダーにとらわれた固定的な役割分担意識や慣習が根強く存在しているため、なお一層の努力が求められています。</u></p> <p><u>そこで、誰もが主体的に参画する活力あるまち豊川市として一層の発展を遂げるために、私たち豊川市民は、男女が性別に関わり無く互いに人権を認め合い、自立した個人としてあらゆる分野に希望を持って対等に参画し、その責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。</u></p>	<p><u>ラン」を策定し、「自立と支えあいの男女共同参画社会」の実現を目指し、様々な取組みを進めています。しかしながら、ジェンダーにとらわれた固定的な役割分担意識や慣習が根強く存在しているため、私たち豊川市民は、さらに、推進に取り組む努力が必要です。</u></p> <p><u>豊川市に男女共同参画社会を根付かせ、誰もが主体的に参画する活力ある豊川市にするため、私たち豊川市民は、この条例を制定します。</u></p>	
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>男女共同参画の推進について基本理念を定め、市の責務と、市民、教育に携わる者、市民活動団体及び事業者(以下、「市民等」という。)の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に市民等とともに推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市民が、互いに人権を尊重し、自立した個人として平等に社会参画し、安心して暮らせる男女共同参画社会を実現させることを目的とします。</u></p>	<p>条例素案では、男女共同参画社会基本法の第1条(目的)を踏襲している。これは大方の地方自治体のやり方である。が、現場である市レベルの条例には必要ない考える。</p> <p>現場に必要なものは、“目的”を明快にすることである。</p> <p>市民は第1条で“目的”を理解するので、短い文章が良い。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義を次のように定める。</u></p> <p>(1) <u>男女共同参画</u> 男女が、<u>社会の対等な構成員として自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場、その他社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例に<u>使われている言葉の意義を次のように定めます。</u></p> <p>(1) <u>男女共同参画社会</u> 男女共同参画とは、<u>男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野の政策・方針決定に責任を持って参画することによって、社会の構成員として平等に扱われることをい</u></p>	<p>素案に付け加えたものは、(1)男女共同参画社会、(5)ワーク・ライフ・バランス、(6)メディア・リテラシー、(7)セクシャル・ハラスメント、(8)ドメスティック・バイオレンス(DV)、(11)教育に携わる人、(12)市民等、(13)社会のあらゆる分野</p> <p>このうち、素案では、(5)(7)(8)(12)</p>

保され、もって益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある「男性像」「女性像」のような、社会的に作られた性別(=社会的性別)をいう。

(4) リプロダクティブヘルス/ライツ 性と生殖に関する健康とその権利と訳される。肉体的、精神的、社会的に男女の健康を保障するとともに、産む性として女性の自己決定権を尊重する考え方をいう。

(5) 市民 豊川市に在住・在勤・在学するすべての市民をいう。

す。男女共同参画社会とは、男女共同参画の機会が確保され、個性と能力が充分発揮されて造り上げる社会をいいます。

(2) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するために不平等な状態に置かれている人に対し、教育、雇用、昇進、登用などの機会を保障し優先的に与えることをいいます。

(3) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある「男性像」「女性像」のような、社会的に作られた性別(=社会的性別)をいいます。意識の中に刷り込まれています。

(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 性と生殖の行為によって健康や生命の安全が脅かされないように保障することと、産む性として女性の自己決定権を尊重することをいいます。産むことのできる女性の性を尊重する社会にすることが、男女とも安心安全な社会生活を営むことができ、持続可能な社会になります。

(5) ワーク・ライフ・バランス 仕事と仕事以外の活動(育児や介護も含む)の両立をはかることをいいます。

(6) メディア・リテラシー テレビ・新聞・雑誌・インターネット・携帯電話サイトなどのゆがんだ情報をそのまま受け取るのではなく、そのゆがみや価値について考え、読み解く力をいいます。また、そのような力をつける取り組みも含みます。

(7) セクシャル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動やジェンダーからの言動が、相手に不快感や不利益を与えたり生活環境を害することをいいます。

(13)は条文に括弧書きで意義が書かれている。

(11)は第6条にある。

(5)(6)(7)(8)はここできちんと定義したほうが伝わりやすい。

(11)(12)(13)は何度も出てくるので、ここで書いたほうが条文が読みやすい。

(1)男女共同参画社会の定義の中に男女共同参画も入れた。

(4)(5)(6)(7)(8)は、さらに取り組まなければならない重要な課題。

(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

・発展途上国において女性の幼少期の性的扱い、早期結婚、結婚後の性的扱いを問題視したもの

・国際問題となっている人身売買(トラフィッキング)では、女性や子どもが性の対象として売り買いされる。

・日本においても、児童買春、援助交際、売買春、レイプ、セクハラ、ストーカー、DVなどの問題が顕在化している。・さらに、エイズは日本では広がりを見せている。

・誰もが安心安全な社会生活を営むためには、こうした事態を重く考える必要がある。

(6) メディア・リテラシー

・携帯電話サイトやインターネットの発達、成人のみならず、子どもにまで大きな影響を与えている。

・うまく活用すれば、より生活を豊かにすることができる。が、情報の良し悪しを判断せず、無批判に受けとめてしまうと、心の大きな傷となったり、時には犯罪に巻き込まれる。

	<p>(8) <u>ドメスティック・バイオレンス(DV)</u> 夫婦や親しい関係にある、またはあった、男女間の身体的・心理的暴力をいいます。広義では家庭内暴力もさします。</p> <p>(9) 市民 豊川市に在住・在勤・在学するすべての市民をいいます。外国籍の人も含みます。</p> <p>(11) <u>教育に携わる人</u> 家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育など、あらゆる教育に携わる人をいいます。</p> <p>(12) <u>市民等</u> 市民、教育をする人、事業者、市民活動団体をいいます。</p> <p>(13) <u>社会のあらゆる分野</u> 家庭・職場・学校・地域・その他人間活動のすべての現場をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、性の情報は、男女関係を性の対象としてしか捉えず、人間尊重のかけらのないものが多い。対象は主として女性に向けられているが、少年少女、幼児までもおとしめていく。近年、児童ポルノは大問題となっている。・テレビや雑誌・新聞から流される情報も、子どもはまともに受けてしまい、ゆがんだ男女観を固定してしまう。</li> <li>・ジェンダー視点、男女平等視点を持っていない大人も、当たり前のことのように受け入れてしまう。</li> <li>・より重要な教育課題だと考える。</li> </ul> <p>(11) “教育に携わる人”に「幼児教育」を挿入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に乳児からブックスタートとして読み聞かせが始まる。</li> <li>・幼いころから偏見を持たないように配慮が必要。</li> </ul>
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 <u>男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。</u></p> <p>(1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として人権が尊重され、自らの意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保されること。</p> <p>(2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、社会のあらゆる分野の活動における男女の自由な選択を制限することのないよう<u>配慮されること。</u></p> <p>(3) 男女が社会の対等な構成員ととして、社会のあらゆる分野における方針の決定や計画立案等に参画する機会が<u>確保されること。</u></p> <p>(4) <u>男女が家庭においてもそれぞれの個性を尊重</u></p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 <u>この条例は、次に掲げる事項を基本理念とします。</u></p> <p>(1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として人権が尊重され、自らの意思と責任によってそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会を均等に確保すること。</p> <p>(2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、社会のあらゆる分野における、男女の自由な選択を制限することのないよう<u>配慮すること。</u></p> <p>(3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における、方針の決定や計画立案等に参画する機会を確保すること。</p>	<p>第3条(1)(2)(3)の主語は、『基本的理念』である。</p> <p>(1)(2)(3)は素案と同じ。</p> <p>素案(4)に対しては第5条・第8条、素案(5)に対しては第5条、素案(6)に対しては第5条・第16条に書いた。</p> <p>素案(4)にある“家庭”は社会のあらゆる分野の中に位置づけられている。素案第2条(1)、みらい案第2条(13)。</p>

<p><u>し、家族の一員としての役割を果たしつつ、互いの協力と社会的支援の下に、育児、介護等の家庭生活とその他の社会生活における活動を両立できるように配慮されること。</u></p> <p><u>(5) 男女がリプロダクティブヘルス/ライツや互いの性の理解を深め、尊重するとともに、生涯を通じてそれぞれの心身の健康づくりを推進され、個人の意思が尊重されること。</u></p> <p><u>(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的な理解と協調の下に行われること。</u></p>		
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、<u>男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)</u>を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。</p> <p>2 市は、<u>男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、県その他の関係機関と連携して取り組むとともに、市民等と相互に協力・協働して男女共同参画を推進しなければならない。</u></p> <p>3 市は、<u>男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>4 市は、自ら率先して<u>男女共同参画を推進しなければならない。</u></p>	<p>(市がおこなうこと)</p> <p>第4条 市は、<u>男女共同参画社会の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)</u>を総合的かつ計画的に策定し、実施します。</p> <p>2 市は、<u>男女共同参画社会の推進に関する施策を実施するに当たり、国、県その他の関係機関と連携して取り組むとともに、市民等と相互に協力・協働して男女共同参画社会を推進します。</u></p> <p>3 市は、<u>男女共同参画社会の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めます。</u></p> <p>4 市は、自ら率先して<u>男女共同参画社会を推進します。</u></p>	<p>『責務』という言葉が『おこなうこと』にした。「・・・しなければならない。」でなく、「・・・します。」としたのは、主語となる、市の主体性を示すため。</p> <p>上記は、第5条、第6条、第7条、第8条も同じ。</p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、<u>男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進す</u></p>	<p>(市民がおこなうこと)</p> <p>第5条 市民は、<u>男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会を</u></p>	<p>条例は、「私たち豊川市民が」制定したもの。市民が男女共同参画社会の担い手。</p>

<p>るよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市が実施する<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>推進するよう努めます。</p> <p>2 市民は、日常生活の中で、<u>メディア・リテラシー</u>の力をつけるとともに<u>ジェンダーにとらわれない</u>よう努めます。</p> <p>3 市民は、<u>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</u>を侵害するさまざまな問題について理解を深めます。</p> <p>4 市民は、<u>隣人として暮らす外国籍の人とともに互いの文化を理解しあいながら、男女共同参画社会</u>を推進することに努めます。</p> <p>5 市民は、市が実施する<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策に協力するよう努めます。</p>	
<p>(教育に携わる者の責務)</p> <p>第6条 <u>家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に基づき教育を行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(教育に携わる人がおこなうこと)</p> <p>第6条 <u>教育に携わる人は、この条例の基本理念に基づいて、次のことに努めます。</u></p> <p>(1) <u>ジェンダーにとらわれない教育や学習を実施するよう努めます。</u></p> <p>(2) <u>あらゆる差別のない教育や学習を実施するよう努めます。</u></p> <p>(3) <u>メディア・リテラシーの教育や学習を実施するよう努めます。</u></p>	<p>生涯学習が叫ばれて久しいのに、未だに教育は幼児・児童・生徒にするものと思っている向きがある。生涯学習は、いつでもどこでも誰もが人生を充実したものにするために学ぶものである。</p> <p>男女共同参画社会づくりに関する知識を深めることは、自分も社会も成長し、思いやりのある地域社会をすることである。特に批判力の備わっていない子どもに対しては、教育に携わる人の一層の配慮と深い認識が必要である。</p>
<p>(市民活動団体の責務)</p> <p>第7条 市民活動団体は、活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保する努めなければならない。</p> <p>2 市民活動団体は、市が実施する<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(市民活動団体がおこなうこと)</p> <p>第7条 市民活動団体は、活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めます。</p> <p>2 市民活動団体は、市が実施する<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策に協力するよう努めます。</p>	<p>市民活動団体も、地方自治において市民の旗頭となるものである。</p> <p>その認識の下で、行政と協働して男女共同参画社会づくりを推進しなくてはならない。</p>



<p><u>い。</u></p>		
<p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、男女が職場における活動に<u>対等</u>に参画する機会を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランス(働く人が、仕事と仕事以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできること)に配慮した環境整備に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、市が実施する<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(事業者がおこなうこと)</p> <p>第8条 事業者は、男女が職場における活動に<u>平等</u>に参画する機会を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備に努めます。</p> <p>2 事業者は、市が実施する<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策に協力するよう努めます。</p>	<p>事業者は、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、様々な困難があるが、できることから行うという姿勢を持ってほしい。</p>
<p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) <u>性別による差別的扱い</u></p> <p>(2) <u>セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方を不快にさせたり、相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること)</u></p> <p>(3) <u>ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動)</u></p>	<p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>第9条 <u>すべての人は、性の多様性を理解し性別を理由とした差別的行為は行ってはいけません。</u></p> <p>2 <u>すべての人は、セクシャル・ハラスメントを行ってはいけません。</u></p> <p>3 <u>すべての人は、ドメスティック・バイオレンスなど、あらゆる暴力、虐待を行ってはいけません。</u></p>	<p>性の多様性は、性同一性障害という名の下で少しずつ明らかにされてきた。しかし、障害という表現の過酷さが、また差別を生んでいる現状もある。そうした人たちをありのままに受け入れることが社会に求められている。</p> <p>また、知的障害のある人が性の対象になる危険性が大きい。</p>
<p>(情報に関する留意)</p> <p>第10条 <u>何人も、</u>広報、報道、広告等においてジェンダーによる固定的な役割分担や暴力行為を正当化し、助長する表現及びその他の不適切な性的表現を行わないよう努めるものとする。</p>	<p>(情報に関する留意)</p> <p>第10条 <u>すべての人は、</u>広報、報道、広告等において、ジェンダーによる固定的な役割分担や暴力行為を正当化し助長する表現や、その他の不適切な性的表現を行わないよう努力しなければいけません。</p> <p>2 <u>すべての人は、</u>チェック機能が働くように、</p>	

	<p><u>メディア・リテラシーを身につけることを目指します。</u></p>	
<p>第2章 基本的施策 (基本計画)</p> <p>第11条 市長は、<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な行動計画(以下「基本計画」という。)を策定する。</p> <p>2 市長は、基本計画を策定するにあたり、<u>豊川男女共同参画審議会</u>の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに公表する。</p> <p>4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p>	<p>第2章 基本的施策 (基本計画)</p> <p>第11条 市長は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な行動計画(以下「基本計画」という。)を策定します。</p> <p>2 市長は、基本計画を策定するにあたり、<u>豊川男女共同参画社会審議会</u>の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに公表します。</p> <p>4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用します。</p>	
<p>(参画機会の格差の是正)</p> <p>第12条 市は、<u>社会のあらゆる分野の活動に参画する機会において</u>男女の格差が生じている場合は、市民、事業者及びその他の関係者と協力し、積極的改善措置に関する情報の提供やその他格差を是正するために必要な支援をするよう努める。</p>	<p>(参画機会の格差の是正)</p> <p>第12条 市は、<u>社会のあらゆる分野において、参画する機会に</u>男女の格差が生じている場合は、市民、事業者及びその他の関係者と協力し、積極的改善措置に関する情報の提供やその他格差を是正するために必要な支援をするよう努めます。</p>	
<p>(実施状況の公表)</p> <p>第13条 市は、毎年度、基本計画に基づいた<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策の実施状況等について公表する。</p>	<p>(実施状況の公表)</p> <p>第13条 市は、毎年度、基本計画に基づいた<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策の実施状況等について公表します。</p>	

<p>(学習の支援等)</p> <p>第14条 市は、<u>男女共同参画についての関心と理解を深めるため、市民等の男女共同参画に関する学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講ずるよう努める。</u></p>	<p>(学習の支援等)</p> <p>第14条 市は、<u>市民等の男女共同参画社会に関する学習を支援するとともに、家庭教育、<u>幼児教育</u>、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講ずるよう努めます。</u></p>	<p>素案“男女共同参画についての関心と理解を深めるため”は必要ない。</p> <p>“<u>幼児教育</u>”を入れた。</p>
<p>(情報の提供及び啓発活動)</p> <p>第15条 市は、<u>男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等へ情報の提供やその他の支援を行うとともに、男女共同参画に関する理解を深めるための啓発活動を行うよう努める。</u></p>	<p>(情報の提供及び啓発活動)</p> <p>第15条 市は、<u>市民等に対して、男女共同参画社会について情報提供やその他の支援をするとともに、男女共同参画社会推進のための啓発活動を、市民等と協働して行います。</u></p>	<p>素案「男女共同参画に関する活動を行う市民等」とあるが、男女共同参画に関する活動を行わない市民等には情報提供をしないという意味？</p> <p>みらい案では単に「市民等」とした。</p> <p>啓発活動には、市民との協働が必要と考えた。</p>
<p>(国際的協調)</p> <p>第16条 市は、<u>国際的な理解と協調の下に男女共同参画を推進するため、多文化共生を目指す国際交流を促進し、情報の収集及び提供等必要な支援を行うよう努める。</u></p>	<p>(国際的協調)</p> <p>第16条 市は、<u>国際的な理解と協調の下に男女共同参画社会を推進するため、多文化共生を目指す国際交流を促進します。</u></p> <p><u>2 市は、市民等に男女共同参画社会についての国際情報の収集と提供をします。</u></p> <p><u>3 市は、市の男女共同参画社会推進についての情報を外国籍の人にも理解できるように提供します。</u></p>	<p>素案の「情報収集の収集と提供」はみらい案では「国際情報の収集と提供」とした。</p> <p>豊川市の男女共同参画社会づくりを片寄るものにしな いために、日本の情報だけでなく、国際情報にまでアンテナを張って情報収集し、市民に提供してほしい。</p> <p>外国籍の女性が、日本人男性からDVを受けることが問題となっている。その国の文化の無理解や女性蔑視が原因である。</p> <p>人身売買(トラフィッキング)は日本にも入りこんでいる。</p>
<p>(調査研究)</p> <p>第17条 市は、<u>男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じてその結果を公表する。</u></p>	<p>(調査研究)</p> <p>第17条 市は、<u>男女共同参画社会の推進に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じてその結果を公表します。</u></p>	

<p>(意見、苦情等の申出と処理)</p> <p>第18条 市長は、次に掲げる事項について、市民等から意見や苦情等の申出があった場合は、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(1) 国、県、市が実施する<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策</p> <p>(2) 市が実施する全ての施策のうち<u>男女共同参画</u>の推進に影響を及ぼすと認められるもの</p>	<p>(意見、苦情等の申出と処理)</p> <p>第18条 市長は、次に掲げる事項について、市民等から意見や苦情等の申出があった場合は、<u>市関係部署間の連携体制を整え</u>、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努め、<u>男女共同参画社会づくりに生かします</u>。</p> <p>(1) 国、県、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策</p> <p>(2) 市が実施する全ての施策のうち<u>男女共同参画社会</u>の推進に影響を及ぼすと認められるもの</p>	<p>素案第1項に「市関係部署間の連携体制を整え」を挿入。</p> <p>意見や苦情処理を、窓口だけにとどめず、その課での課題にしたり、他の課との連携を取ったりして、男女共同参画社会づくりのための庁内体制を整える。必要な措置が講じられたのち、男女共同参画社会づくりが前進することが望ましい。</p>
<p>(相談の申出と処理)</p> <p>第19条 市長は、<u>男女共同参画</u>の推進を妨げる権利侵害について、市民等から相談の申出があった場合は、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>(相談の申出と処理)</p> <p>第19条 市長は、<u>男女共同参画社会</u>の推進を妨げる権利侵害について、市民等から相談の申出があった場合は、<u>市関係部署間の連携体制を整え</u>、関係機関や<u>市民活動団体</u>と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。</p>	<p>窓口を一本化し、庁内の連携体制を整える</p> <p>相談は、生活全般にわたるので、庁内全部署の認識を整えることと部署間の連携が必要。</p> <p>現在、草の根で活動している市民活動団体が、相談者の支えとなっている場合が多々ある。市民活動団体との連携は欠かせない。</p>
<p>第3章 男女共同参画審議会</p> <p>(男女共同参画審議会)</p> <p>第20条 市は、<u>男女共同参画</u>の推進に関して必要な事項を審議するため、<u>豊川市男女共同参画審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、<u>男女共同参画</u>の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。</p> <p>3 審議会は、<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策及び必要な事項について市長に意見を述べることができる。</p>	<p>第3章 男女共同参画<u>社会</u>審議会</p> <p>(男女共同参画<u>社会</u>審議会)</p> <p>第20条 市は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関して必要な事項を審議するため、<u>豊川市男女共同参画審議会</u>(以下「審議会」という。)を置きます。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>3 審議会は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策及び必要な事項について市長に意見を述べる</p>	

<p>4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、一部は公募する。</p> <p>5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはならない。</p> <p>6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>ことができます。</p> <p>4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、一部は公募します。</p> <p>5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはなりません。</p> <p>6 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。</p>	
<p>第4章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第4章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき策定された市の男女共同参画計画(「とよかわ男女共同参画プラン」をいう。)は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき策定された市の男女共同参画計画(「とよかわ男女共同参画プラン」をいう。)は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなします。</p>	